

令和7年

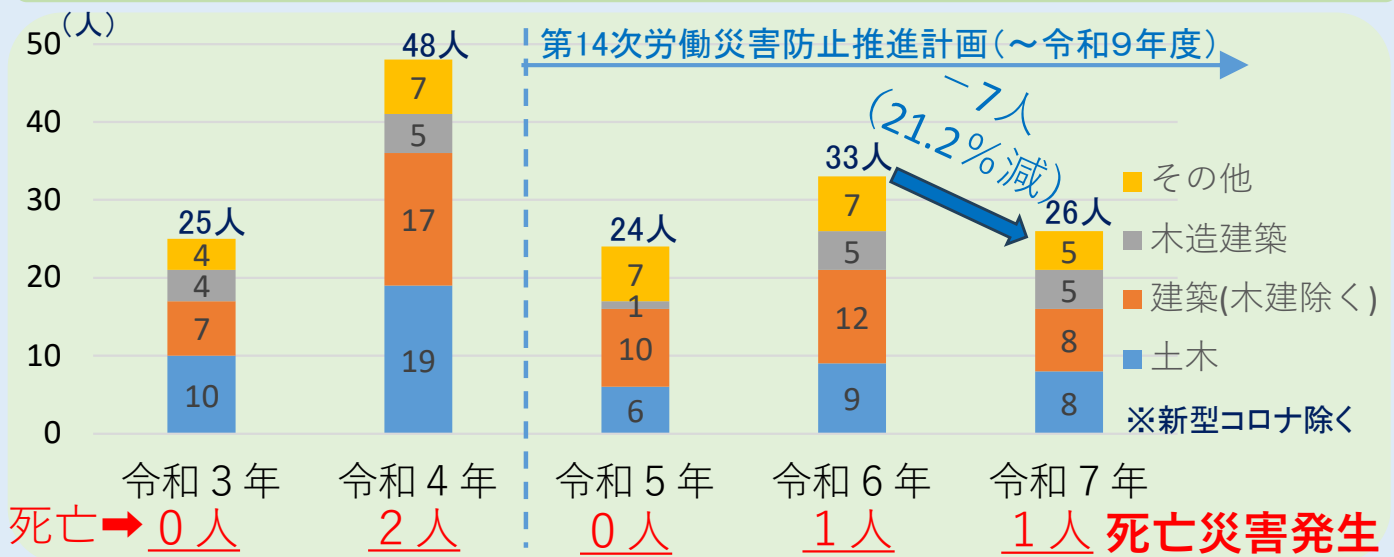
労働災害発生状況 建設業編

令和7年に魚津労働基準監督署管内で発生した建設業における労働災害の発生状況は以下のとおりでした。

死傷者数

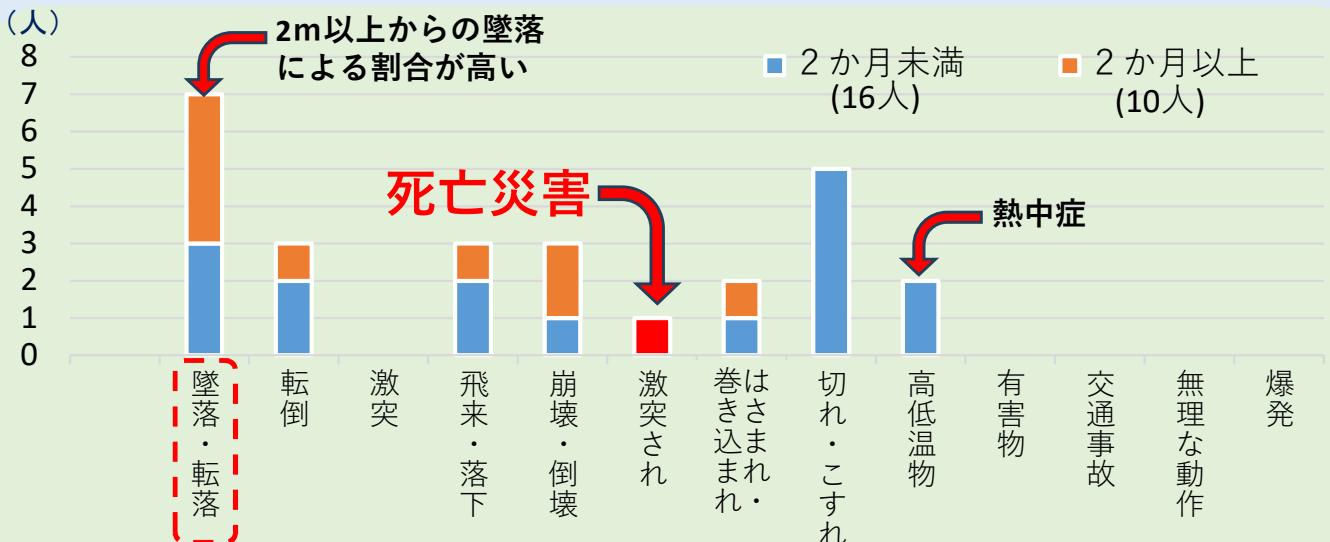
◎死亡者数 1人 (前年比±0)
 ◎死傷者数 ※休業4日以上 26人 (前年比-7)

- ✓ 令和7年2月に死亡災害が発生
- ✓ 休業4日以上死傷者数が減少 (前年比21.2%減)



事故の型別

- ✓ 死亡災害は建設機械による激突されによるもの (裏面参照)
- ✓ 休業2か月以上の重篤災害は「墜落・転落」によるものが最多



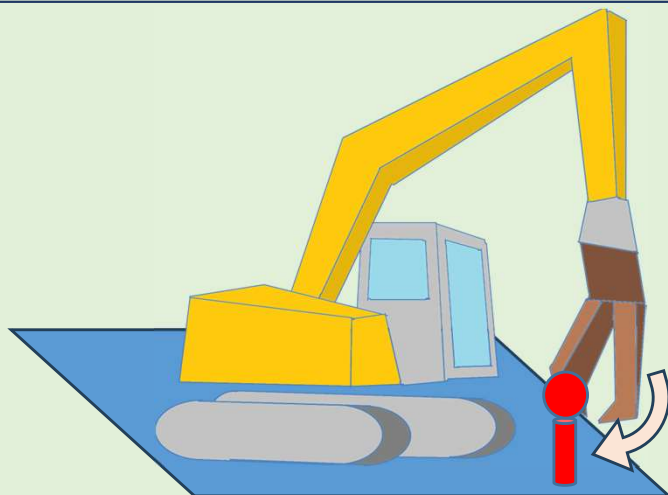
死亡災害事例

令和7年2月発生 建築工事業

- 起因物 解体用機械
- 事故の型 激突され
- 被災者 70歳代・経験年数19年

【災害の概要】

解体工事で発生した廃材をダンプトラックで処理場に搬入し、ダンプトラックから降車したところ、近くで作業を行っていた解体用機械と接触し死亡した。



安心、安全な職場のために

□ 墜落・転落防止措置の確実な実施

- 墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所への**囲い、手すり等の設置、墜落制止用器具の確実な使用、はしご・脚立等の安全な使用**の徹底等を確認してください。

□ 作業計画を策定し、リスクアセスメントを実施

- リスクアセスメントを的確かつ継続的に実施することにより、作業に潜むリスクが洗い出され、**リスクの低減**が図られます。
- 作業者自らがリスクアセスメントに取り組むことで、残留リスクに対するルールが明確となり、**不安全行動の防止**につながります。
- 専門業者が作成する作業計画についても、**未把握リスクを洗い出す**ために、元請としてもリスクアセスメントの確認・指導を行ってください。

□ 車両系建設機械の危険範囲内立入禁止措置を確実に実施

- 運転中の車両系建設機械に接触するおそれのある箇所には、**立入を禁止する旨を表示**する等により立入禁止措置を確実に講じてください。
- 立入禁止措置の対象者は、**作業場で何らかの作業に従事する全ての者**です。

お役立ちコンテンツ

関係法令・通達など

厚生労働省
HP



災害事例など

職場の
あんぜん
サイト



当署からのお知らせ

富山労働局
HP



【問合せ先】 魚津労働基準監督署 安全衛生課
〒937-0801 富山県魚津市新金屋1-12-31
☎0765-22-0579